



報道発表資料

令和5年9月27日  
独立行政法人国民生活センター

**【新手法の詐欺】「〇〇ペイで返金します」に注意！  
ーネットショッピング代金を返金するふりをして、送金させる手口ー**

ネットショッピングで商品を購入した消費者が、販売業者から「決済アプリを使って返金する」と言われ、スマートフォンで返金手続きを誘導されているうちに、「返金」してもらはずがいつの間にか「送金」してしまっていた、という新手法の詐欺に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。**「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください！**

1. 相談事例

【事例1】

美容機器をインターネット通販で注文し、支払いは外国人と思われる個人名義の口座に代金を振り込んだ。商品到着は入金確認後1週間程度のはずが、予定日を過ぎても届かなかったため電話をしたが、呼び出し音が鳴るだけで繋がらず、メールで問合せをしても2、3日後に連絡すると返信があったきり連絡がなかった。ところが、昨日、外国人と思われる男性から「注文商品の件で」と突然電話があり、「商品が準備できないので返金する」と言われ、LINEでの友達登録を求められた。その理由を尋ねると、「〇〇ペイでしか返金対応していないから」と言われた。怪しい。

(2023年8月受付 当事者：40歳代 女性)

【事例2】

ネット通販で約7,000円のアクセサリを購入した。支払方法は銀行振込のみで、事業者に振り込み完了メールを送った後、「在庫が欠品しているため、注文をキャンセルします」というメールが届いた。「払い戻しは〇〇ペイで行います」との内容で、LINEの友達登録をするよう指示があり、ビデオ通話で指示をされるがまま〇〇ペイに数字を言われて入力した。何度か相手から「失敗している」と言われ、複数回操作した結果、約10万円の送金していることが分かった。返金してほしい。

(2023年9月受付 当事者：50歳代 男性)

## 2. 詐欺の手口



## 3. 消費者へのアドバイス

### ・「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください！

ネットショッピングの代金を銀行振込しているにもかかわらず、返金は決済アプリで行うのは極めて不自然です。「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、相手の指示に従ってスマートフォン等を操作することはせず、最寄りの消費生活センターや警察等に相談してください。

#### \* 消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

#### \* 警察相談専用電話：「#9110」番

## 4. 情報提供先

- ・ 消費者庁（法人番号 5000012010024）
- ・ 内閣府消費者委員会（法人番号 2000012010019）
- ・ 警察庁（法人番号 8000012130001）



**消費者トラブル  
FAQ**

国民生活センターは、「消費者トラブル FAQ サイト」で、消費者トラブルにあった方に解決に向けた情報提供をしています。是非ご利用ください。<https://www.faq.kokusen.go.jp/>

